

〔別紙1〕

鳥取県障がい福祉サービス質の向上支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (別に定める日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは、事業に係る支払いが完了した日になります。

【事業が年度内に終わらない場合】  
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書を受領後、精算払を行います。

資料提出・問い合わせ先 福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課  
鳥取県鳥取市東町1丁目220  
0857-26-7193 shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp